

新基本法への期待

林業経営部長 坂口精吾

思想とか主義というものは、必要ではあるが場合によっては、恐ろしいものでもある。過去に最も世界の人々に影響を与えたのは、マルキシズムというマルクスの社会経済思想であろう。ロシア革命以降、世界は資本主義国と社会共産主義国に二分され、ソ連を盟主とする東欧諸国などで、70年もの間、資本主義国を超えたユートピアづくりのための壮大な実験が行われてきたのである。だが、その理想はベルリンの壁の崩壊によって幻想に化してしまった。思想や主義は、あまりにも先鋭化し、リアリズムから遊離してしまうと悲惨な結末を迎えるようだ。ことの大小を別にすれば、同様のことは、第二次大戦やコソボなどの民族紛争などに見るように、過去から現在に至るまで数限りなく繰り返されてきたし、森林・林業の将来についても起こらないという保証はどこにもない。



ところで、林業白書に見るように、我が国の林業・木材産業は木材市場の国際化の進展や木材需給構造の変化のもとで極めて厳しい現状におかれている。戦後の拡大造林にかかわるスギ、ヒノキなどの人工林が成熟化し供給余力を高めつつあるが、受け入れられるべき国内市場は競争力の強い外材製品に占拠され狭隘化する一方である。「覆水盆に返らず」ではあるが、なぜ、1000万ha余にも及ぶ人工林が造成されてきたのか。かつて、司馬遼太郎は日田街道で（街道をゆくシリーズ・11「肥前の諸街道」）、整然と植林された膨大なスギ人工林に感嘆しながらも、「はたして、これだけの木材需要が将来もあるのだろうか」という素朴な疑問を吐露している。

我が国の森林整備は、林業基本法第10条2項の規定により政府が掲げる「森林資源に関する基本計画」に基づいている。いわゆる、この森林資源基本計画は同条の「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」との関連性を重視したうえで制定されるものである。林業基本法が制定された昭和39年当時は、高度成長期でもあり木材需要も旺盛であった。この旺盛な木材需要を背景に資源基本計画が樹立され拡大造林政策が展開されてきた。しかしながら、気紛れで移ろいやすい人間社会の要望は、木材資源の造成に半世紀にも及ぶ長い時間軸を持つ森林の営みを辛抱強く待っているわけではない。平成8年の森林資源基本計画の改訂にみるように、国民の森林に対する期待は、木材資源の造成よりも水土保持、生物種の多様性の保全など公益的機能の高度発揮へと移り変わってしまった。拡大造林政策による1000万ha余に及ぶ人工林の造成は、ある意味では、成長著しい商工業における経済至上主義ないしは科学万能主義という思想・主義に見習った壮大な苦い実験であったともいえるのではないか。

このような森林整備の過去を振り返れば、現在検討されている新たな基本法での森林整備は、日本列島各地での自然立地環境に沿った多様な森林づくりを基本的な思想とすべきではないか。すなわち、時間軸の長い森林生態系の営みを首座におき、その営みの助長と人との共生を森林整備の基本思想とし、移ろいやすい人間社会の短期的な要望を森林に貼り付けるという現行の森林整備の思想を再検討することが必要ではないだろうか。